

國學院大學學術情報リポジトリ

名古屋商人伊藤次郎左衛門家における女性相続と家意識

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2023-02-13 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 松本, 日菜子, Matsumoto, Hinako メールアドレス: 所属:
URL	https://k-rain.repo.nii.ac.jp/records/2527

論 文 要 旨

学籍番号	203309	氏 名	松本 日菜子
論文題目： 名古屋商人伊藤次郎左衛門家における女性相続と家意識			
本稿は、名古屋の呉服商伊藤次郎左衛門家の 18 世紀における相続に注目し、相続までの過程や当主の日常的な活動、家訓などから伊藤家の家意識を検討した。 第 1 章では、10 代当主喜代の家督・家屋敷相続の過程を整理した。伊藤家では、延享 2 年から宝暦 5 年までに 6 代～9 代当主が相次いで死去している。そうしたなか、宝暦 5 年に 10 代当主になったのが、7 代当主に嫁入りした喜代である。喜代は、7 代・8 代当主の死後にも家督を相続して一時的に当主となり、7 代当主から伊藤家の本宅を譲渡され、8 代当主が相続した後も家屋敷を所有し続けていた。伊藤家では、6～8 代当主の頃、彼らの父である 5 代当主が本店を所有し、家督・本宅・店舗が家内部で分割所有されていた。 また、第 2 章では、名古屋橘町裏町の家並帳から、名古屋における家屋敷所有の実態を分析した。家並帳からは、家業の相続を伴わない家屋敷譲渡や家屋敷の分割譲渡が確認でき、また、伊藤家は橘町裏町の家屋敷を喜代や伊藤家当主の妻・娘に所有させていた。さらに、伊藤家では、元服前の伊藤家子息を家屋敷の所有者に選ぶこともしていた。 以上のことから、名古屋城下に家産の分割所有をする家が一定数存在し、家督と家屋敷の相続が別物として認識されていたことが判明する。伊藤家では、家督は血筋の男子への相続を優先させていたが、家屋敷相続では、血筋や性別、年齢に関わらず、家屋敷の所有者が選ばれた。こうした場合、家屋敷の所有権は所有者の属する家にあったと考えられ、そのため、女性や子供でも家屋敷の名義人となれたのである。 第 3 章では、11 代当主の日常的な活動を分析し、名古屋や京都において町人と茶の湯による文化交流をしていたことが確認できた。伊藤家では、11 代当主の子息も茶の湯や俳諧、謡などの文化活動をおこなっており、当主には文化的素養が求められていた。 第 4 章では、家訓から当時の伊藤家の状況や伊藤家が持っていた家意識を検討した。伊藤家では、店則で各店支配人の職務を明記し支配人に大きな権限を与えることで、支配人を頂点とした奉公人組織が確立された。当主の商才は優秀な奉公人を支配人として取り立てることで補われ、そのため、当主が相次いで死去する危機的状況でも家業の存続が可能であったと考えられる。一方、家法では、当主を血筋から選ぶことが明記され、当主に対しては、儒教を取り入れた組織統治が説かれ、基礎的教養や文化的素養の習得が求められた。 こうしたことから、伊藤家にとって延享～宝暦期の危機的状況は、当主を中心とした運営から当主・店重役による組織的運営へと変革した画期であると言える。このことがもたらす家意識の変貌が、伊藤家の女性相続に大きく影響したのである。			
キーワード（5 語） 名古屋 町人 相続 女性 家屋敷			